

# 判例六法 令和五年版 有効な改正前規定

「有効な改正前規定」について

判例六法は、基準日（令和四年九月一日）までに公布された法令による改正を織り込み刊行しています。しかし、その法令がすぐに施行されず、施行の日が六法の刊行日よりずっと先になることがあります。効力をもっているのは改正を織り込む前の条文ですが、判例六法に掲載しているのは改正を織り込んだ条文であるため、書籍の六法では、実際に効力をもっている条文を調べるのができなくなってしまう。

そこで、効力をもつ改正前の条文で、令和五年四月二日から令和六年三月三十一日までに施行されるものを「有効な改正前規定」として公開します。なお、令和六年四月一日以降に施行されるものについては、判例六法本体に小さな文字で改正規定などを掲載しています。

本欄では、令和四年二月一日現在での「有効な改正前規定」を掲載しています。施行の日が未確定なものは「令和五・六・九までに施行」などと表記していますが、施行期日を定める法令により施行の日が確定し、改正法令が施行されると、判例六法に掲載している条文が効力をもつこととなります。

令和四年二月一日

有斐閣六法編集室

## 凡 例

〔内容現在〕 令和四年二月一日

〔掲載内容〕 判例六法令和五年版の掲載法令中、施行期日の到来していない改正前の規定を掲載した。

〔施行期日の範囲〕 令和五年四月二日から令和六年三月三十一日まで（令和六年四月一日以降のものは判例六法に注記を加えて掲載した。）

〔掲載の原則〕 該当する条文を条ごとに掲載した。ただし判例六法と同一の部分については（略）などと表記して、項及び号の範囲で省略している。

〔改正法一覽〕 各掲載法令の題名の次に、対象となる改正法令の法令名と公布日・施行期日を掲げた。なお、施行期日は別の法令により定められる場合がある。施行期日が「公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する」などと定められている場合には、具体的な日付に置き換えて表記した。

〔施行日決定一覽〕 判例六法基準日（令和四年九月一日）から同年二月一日までに公布された施行期日を定める法令による施行期日を一覽で掲げた。

## 施行日決定一覽

法 令 名	施 行 期 日	施 行 期 日 を 定 め た 法 令
道路交通法の一部を改正する法律（令和四法三三）附則 第一条第二号	令和四・一〇・一	令和四・九・二四政三〇三
安定的なエネルギー供給構造の確立を図るためのエネルギーの合理等に関する法律等の一部を改正する法律（令和四法四六）附則第一条第二号	令和四・一一・一四	令和四・一・二政三四七

有斐閣六法編集室



この号において「暴力団員」といふ又は暴力団員でなく  
 ならしたから五年を経過しない者、次号及び第六号ハにおい  
 て「暴力団員等」といふがその事業活動を支配する法人  
 四・五（略）  
 六 役員のうち次に次いずればに該当する者のある法人  
 イ 職務費者団体が第三十四条第一項各号若しくは消費者  
 裁判手続特例法第八十六条第二項各号に掲げる事由により  
 第一項の認定を取り消され、又は第三十四条第三項の規定  
 により同条第一項第四号に掲げる事由があつた旨の認定が  
 され、場合において、その取消し又は認定の日前六月以内  
 に当該適格消費者団体の役員であつた者の取消し又は  
 認定の日から三年を経過しないもの  
 ハ（略）

### ○会社法

令和五年四月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覧

・安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決  
 済に関する法律等の一部を改正する法律（令和四・六・一〇  
 法四）（附則一四条（令和五・六・九）までに施行）

#### （欠格事由）

#### 第九四条 役員等

一 この節の規定若しくは農業協同組合法（昭和二十二年法律  
 第三十二号）第九十七条の四第五項、金融商品取引法第五  
 十条の第二項及び第六十六條の第四項、公認会計士法第  
 三十二条の二十第六項及び第三十四条の二十三第四項、消  
 費生活協同組合法（昭和二十年法律第二百一十六号）第  
 六項、水産業協同組合法（昭和二十二年法律第二百四十二  
 号）第二百六条の四第五項、中小企業等協同組合法（昭和  
 二十四年法律百八十一号）第三十三条第七項、輸出水産業  
 の振興に関する法律（昭和二十九年法律百五十五号）第二  
 十條並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十三年  
 法律百八十五号）第五條の二十三第三項及び第四十七條第  
 二項において準用する場合を含む）、弁護士法（昭和二十四  
 年法律第五五号）第三十条の二十八第八項（同法第四十二  
 条第三項並びに外国弁護士による法律事務の取扱ひ等に関す  
 る法律（昭和六十六年法律第六十六号）第六十七條第二項  
 第八十條第一項及び第八十條第三項において準用する場合  
 を含む）、船主相互保険組合法（昭和十五年法律第七十七  
 号）第五十五条第三項、司法書士法（昭和二十五年法律第  
 百九十七号）第四十五条の二第六項、土地家屋調査士法（昭  
 和二十五年法律第二百一十八号）第二十四条の二第六項、商品  
 先物取引法（昭和十五年法律第二百三十九号）第一二条第  
 九項、行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十二条の二  
 十の二第六項、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十  
 六年法律第九十八号）第二十五条第一項（同法第五十九  
 条において準用する場合を含む）、及び百八十八條の二第九  
 項、税理士法第四十八条の十九の二第六項（同法第四十九  
 項の十二第三項において準用する場合を含む）、信用金庫法  
 （昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十七條の四第四  
 項、輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）第十  
 五条第六項（同法第十九条の六において準用する場合を含  
 む）、中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第二百四十  
 号）第五十五条第五項、労働金庫法（昭和二十八年法律第  
 百二十七号）第九十一条の四第四項、技術研究組合法（昭和  
 三十六年法律第八十一号）第十六條第八項、農業信用保証保

### ○金融商品取引法

令和五年四月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覧

・公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律（令  
 和四・五・一八法四）（本則条（令和五・五・一七）までに  
 施行）  
 ・安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決  
 済に関する法律等の一部を改正する法律（令和四・六・一〇  
 法六）（本則条（令和五・六・九）までに施行）

#### （定義）

① 前項第一号から第十五号まで掲げる有価証券、同項第十七  
 号に掲げる有価証券、同項第十六号に掲げる有価証券の性質を  
 有するものを除く、及び同項第十八号に掲げる有価証券に表示  
 されるべき事項並びに同項第十六号に掲げる有価証券、同項第  
 十七号に掲げる有価証券（同項第十六号に掲げる有価証券の性  
 質を有するものに限る、及び同項第十九号から第二十一号で  
 掲げる有価証券であつて内閣府令で定めるもの）と表示され  
 るべき権利（以下この項及び次項において、有価証券表示権利  
 と総称する。）は、有価証券表示権利について当該権利を表示  
 する当該有価証券が発行されていない場合においても、当該権利  
 を当該有価証券とみなし、電子記録債権（電子記録債権法（平  
 成十九年法律第百号）第二項第一項に規定する電子記録債権  
 をいう。以下この項において同じ。）の流通性その他の事  
 情を勘案し、社債券その他の前項各号に掲げる有価証券とみな  
 することが必要と認められるものとして政令で定めるもの（第七  
 号及び次項において、「特定電子記録債権」といふのは、「当該電  
 子記録債権を当該有価証券とみなし、次に掲げる権利は、証券  
 又は証券に表示されるべき権利以外の権利であつても有価証券  
 とみなして、この法律の規定を適用する。）  
 一 信託の受益権（前項第十号に規定する投資信託の受益証券  
 に表示されるべきもの及び同項第十二号から第十四号まで  
 に掲げる有価証券に表示されるべきものを除く。）  
 二 七（略）  
 ② 三（略）  
 ③ 三（略）  
 ④ 三（略）  
 ⑤ 三（略）  
 ⑥ 三（略）  
 ⑦ 三（略）  
 ⑧ 三（略）  
 ⑨ 三（略）  
 ⑩ 三（略）  
 ⑪ 三（略）  
 ⑫ 三（略）  
 ⑬ 三（略）  
 ⑭ 三（略）  
 ⑮ 三（略）  
 ⑯ 三（略）  
 ⑰ 三（略）  
 ⑱ 三（略）  
 ⑲ 三（略）  
 ⑳ 三（略）  
 ㉑ 三（略）  
 ㉒ 三（略）  
 ㉓ 三（略）  
 ㉔ 三（略）  
 ㉕ 三（略）  
 ㉖ 三（略）  
 ㉗ 三（略）  
 ㉘ 三（略）  
 ㉙ 三（略）  
 ㉚ 三（略）  
 ㉛ 三（略）  
 ㉜ 三（略）  
 ㉝ 三（略）  
 ㉞ 三（略）  
 ㉟ 三（略）  
 ㊱ 三（略）  
 ㊲ 三（略）  
 ㊳ 三（略）  
 ㊴ 三（略）  
 ㊵ 三（略）  
 ㊶ 三（略）  
 ㊷ 三（略）  
 ㊸ 三（略）  
 ㊹ 三（略）  
 ㊺ 三（略）  
 ㊻ 三（略）  
 ㊼ 三（略）  
 ㊽ 三（略）  
 ㊾ 三（略）  
 ㊿ 三（略）

（金銭とみなされるもの）

第一号の右に定める金銭その他の財産を定める規定は当該規定の取引に係る金銭とみなし、この法律（これに基づく命令を含む。）の規定を適用する。

第二章 第二節

第六款 暗号資産関連業務に関する特則

第三三条の六（金融商品取引業者等は、暗号資産関連業務（暗号資産に関する内閣府令で定める金融商品取引行為（次項において「暗号資産関連行為」といふ。）を業として行うことを行う。）と同じ）を行うときは、業として定めるところにより、暗号資産の性質に関する説明をしなければならない。

② 金融商品取引業者等又はその役員若しくは使用人は、その行う暗号資産関連業務に関して、顧客を相手方とし、又は顧客のために暗号資産関連行為を行うことをとする契約の締結又はその勧誘をする際、暗号資産の性質その他内閣府令で定める事項についての顧客を認識せよとする表示をしなければならない。

第六章の三 暗号資産の取引に関する規制

（不正行為の禁止）

第八五条の二（一）（往略略） 暗号資産の売買（デリバティブ取引に該当するものを除く。）以下七の章及び第九十七條第二項第一号において同じ。）その他の取引又はデリバティブ取引等（暗号資産又は金融指標、暗号資産の価格及び利率等並びにこれらに基づき算出た数値に限る。次条一項及び第九十五條の二十四第一項において「暗号資産関連金融指標」といふ。）に係るものに限る。以下七の章、次条及び第九十七條において「暗号資産関連デリバティブ取引等」といふ。）について、不正の手段、計画又は技巧をすること。

二 暗号資産の売買その他の取引又は暗号資産関連デリバティブ取引等について、重要な事項について虚偽の表示があつた、又は誤解を生じせぬために必要な重要な事実の表示が欠けていた書その他の表示を使用して金銭その他の財産取得するものに限る。

三 暗号資産の売買その他の取引又は暗号資産関連デリバティブ取引等を誘引する目的をもって、虚偽の相場を利用すること。

② 第九十七條の規定は、暗号資産関連デリバティブ取引等については、適用しない。

（風説の流布、偽計、暴行又は脅迫の禁止）

第八五条の三（一）

何人も、暗号資産の売買その他の取引若しくは暗号資産関連デリバティブ取引等のため、又は暗号資産等（金融指標若しくはオゾン）暗号資産は暗号資産関連金融指標に係るものに限る。次条第一項第二号において「暗号資産関連オゾン」といふ。）及びデリバティブ取引に係る暗号資産関連金融指標をいう。次項、同条第二項第一号及び第三号並びに第九十七條第二項第一号において同じ。）の相場の変動を図る目的をもって、風説を流布し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をして、風説を流布し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫等については、適用しない。

（相場操縦行為等の禁止）

第八五条の四（一）何人も、暗号資産の売買、市場デリバティブ取引（暗号資産又は暗号資産関連金融指標に係るものに限る。以下七の章において「暗号資産関連デリバティブ取引」といふ。）又は店頭デリバティブ取引（暗号資産又は暗号資産関連金融指標に係るものに限る。以下七の章において「暗号資産関連店頭デリバティブ取引」といふ。）のうちいずれかの取引が繁盛に行われていると他人に誤解を生じさせる目的その他の取引の状況に関し他人に誤解を生じさせる目的をもって、次に掲げる行為をしてはならない。

一 権利の移転を目的とし、異なる暗号資産の売買、暗号資産関連市場デリバティブ取引（暗号資産関連店頭デリバティブ取引）（同条第二十二項第一号に掲げる取引に限る。）又は暗号資産関連店頭デリバティブ取引（同条第二十二項第一号に掲げる取引に限る。）をすること。

二 金銭の授受を目的とし、異なる暗号資産関連市場デリバティブ取引（暗号資産関連店頭デリバティブ取引）（同条第二十二項第一号に掲げる取引に限る。）又は暗号資産関連店頭デリバティブ取引（同条第二十二項第一号に掲げる取引に限る。）をすること。

三 暗号資産関連オゾンの付与又は取得を目的とし、異なる暗号資産関連市場デリバティブ取引（暗号資産関連店頭デリバティブ取引）（同条第二十二項第一号に掲げる取引に限る。）又は暗号資産関連店頭デリバティブ取引（同条第二十二項第一号に掲げる取引に限る。）をすること。

四 自己のする暗号資産の売付けと同時に、それと同価格において、他人が当該暗号資産を買付けをすることあらかじめその者と通謀の上、当該売付けをすることあらかじめその者とのする暗号資産の買付けと同時に、それと同価格において、他人が当該暗号資産を売付けをすることあらかじめその者と通謀の上、当該買付けをすること。

六 暗号資産関連市場デリバティブ取引（第二十二項第一号及び第二十三項第一号に掲げる取引）又は暗号資産関連店頭デリバティブ取引（同条第二十二項第一号に掲げる取引に限る。）の申込みと同時に、当該取引の約定数値と同一の約定数値において、他人が当該取引の相手方となることあらかじめその者と通謀の上、当該取引の申込みをすること。

七

暗号資産関連市場デリバティブ取引（第二十二項第一号第三号に掲げる取引に限る。）又は暗号資産関連店頭デリバティブ取引（同条第二十三項第三号に掲げる取引に限る。）の申込みと同時に、当該取引の対価の額と同一の対価の額において、他人が当該取引の相手方となることあらかじめその者と通謀の上、当該取引の申込みをすること。

八

暗号資産関連市場デリバティブ取引（第二十二項第一号第四号及び第五号に掲げる取引に限る。）又は暗号資産関連店頭デリバティブ取引（同条第二十二項第五号及び第六号に掲げる取引に限る。）の申込みと同時に、当該取引の条件と同一の条件において、他人が当該取引の相手方となることあらかじめその者と通謀の上、当該取引の申込みをすること。

九

何人も、暗号資産の売買、暗号資産関連市場デリバティブ取引又は暗号資産関連店頭デリバティブ取引（第九号及び第十号において「暗号資産売買取引」といふ。）のうちいずれかの取引を誘引する目的をもって、次に掲げる行為をしてはならない。

一 暗号資産売買取引が繁盛であると誤解させ、又は暗号資産の相場を変動させるべき連の暗号資産売買取引を申込み、委託等若しくは受託等を行うこと。

二 暗号資産等の相場が自己又は他人の操作によつて変動するべき旨を流布すること。

三 暗号資産売買取引を行うにつき、重要な事項について虚偽であり、又は誤解を生じさせるべき表示を故意にすること。

③ 第九十九條の規定は、暗号資産関連市場デリバティブ取引及び暗号資産関連店頭デリバティブ取引並びにこれらの申込み、委託等及び受託等については、適用しない。

（公認会計士又は監査法人による監査証明） 第九三條の二（一）金融商品取引所に場場されている有価証券の発行会社（以下「発行会社」といふ。）の法律の規定により提出する貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類で内閣府令で定めるもの（第四項及び次条において「財務計算に関する書類」といふ。）には、その者と特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 第三（略）

② 金融商品取引所市場に上場されている有価証券の発行会社その他の者が政令で定める（第四項において「市場会社」といふ。）者が、第二十四條の四の規定に基づき提出する内部統制報告書には、その者と特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

②（往略略）

一 財産上の利益を得る目的で、前項第一号の罪を犯して暗号資産等の相場を変動させ、当該変動させた相場より暗号資産等に係る暗号資産の売買その他の取引又は暗号資産関連デリバティブ取引等を行った者。

二

一 財産上の利益を得る目的で、前項第一号の罪を犯して暗号資産等の相場を変動させ、当該変動させた相場より暗号資産等に係る暗号資産の売買その他の取引又は暗号資産関連デリバティブ取引等を行った者。

三

一 財産上の利益を得る目的で、前項第一号の罪を犯して暗号資産等の相場を変動させ、当該変動させた相場より暗号資産等に係る暗号資産の売買その他の取引又は暗号資産関連デリバティブ取引等を行った者。

四

一 財産上の利益を得る目的で、前項第一号の罪を犯して暗号資産等の相場を変動させ、当該変動させた相場より暗号資産等に係る暗号資産の売買その他の取引又は暗号資産関連デリバティブ取引等を行った者。

五

一 財産上の利益を得る目的で、前項第一号の罪を犯して暗号資産等の相場を変動させ、当該変動させた相場より暗号資産等に係る暗号資産の売買その他の取引又は暗号資産関連デリバティブ取引等を行った者。

六

一 財産上の利益を得る目的で、前項第一号の罪を犯して暗号資産等の相場を変動させ、当該変動させた相場より暗号資産等に係る暗号資産の売買その他の取引又は暗号資産関連デリバティブ取引等を行った者。

七

一 財産上の利益を得る目的で、前項第一号の罪を犯して暗号資産等の相場を変動させ、当該変動させた相場より暗号資産等に係る暗号資産の売買その他の取引又は暗号資産関連デリバティブ取引等を行った者。

八

一 財産上の利益を得る目的で、前項第一号の罪を犯して暗号資産等の相場を変動させ、当該変動させた相場より暗号資産等に係る暗号資産の売買その他の取引又は暗号資産関連デリバティブ取引等を行った者。

## ○民事訴訟法

令和五年四月一日以降有効な旧規定

### 改正法令一覧

- ・民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四・五・二五法四八）本則（令相五・五・二四までに施行）

### （和解の試み）

- 第八九条（略、改正後①）
- ②③ 改正により追加

### （弁論準備手続における訴訟行為等）

- 第七〇条②（略）
- ③ 裁判所は、当事者が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話することができる方法によつて、弁論準備手続の期日における手続を行うことができる。ただし、当事者の一方がその期日に出席した場合に限る。
- ④⑤ 略

## ○人事訴訟法

令和五年四月一日以降有効な旧規定

### 改正法令一覧

- ・民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四・五・二五法四八）本則五条（令相五・五・二四までに施行）

### 第三七条①②（略）

- ③ 離婚の訴えに係る訴訟における民事訴訟法第一百七十条第三項の期日においては、同条第四項の当事者は、和解及び請求の認諾をすることができない。

## ○民事再生法

令和五年四月一日以降有効な旧規定

### 改正法令一覧

- ・森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三・三・二九法三）附則一六条（令相六・一・一施行）

### （再生計画の認可又は不認可の決定等）

- 第（四）条①（略）
- ② 特許略

### 一三三（略）

- 再生債務者が、給与又はこれに類する定期的な収入を得ている者に該当しないか、又はその額の変動の幅が小さいと見込まれる者に該当しないとき。

### 五・六（略）

### 七 特許略

- イ 再生債務者の給与又はこれに類する定期的な収入の額について、再生計画案の提出前二箇年の途中で再就職その他の年収について五分の一以上の変動を生ずべき事由が生じた場合、当該事由が生じた時から再生計画案を提出した時点までの間の収入の合計額からこれに対する所得税、個人の道府県民税又は都民税及び個人の市町村民税又は特別区民税並びに所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十四条第一項に規定する社会保険料（口及びハにおいて「所得税等」という）に相当する額を控除した額を一年間当たりの額に換算した額

### ③（略）

### ロ・ハ（略）

### ○道路交通法

令和五年四月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覧

- ・道路交通法の一部を改正する法律（令和四・四・二七法三）
- （二）本則条（令和五・四・二六までに施行）

#### （交通事故の場合の措置）

第七十条① 交通事故があつたときは、当該交通事故に係る車両等の運転者の他の乗員（以下この節において「運転者」という。）は、直ちに車両等の運転を停止し、負傷者の救護し、道路にける危険を防止する等必要な措置を講じなければならぬ。この場合において、当該車両等の運転者（運転者が死亡し、又は負傷のためやむを得ないときは、その他の乗員。以下次項において同じ。）は、警察官が現場にいるとき当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署派出所又は駐在所を含む、以下次項において同じ。）の警察官に当該交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における死傷者の数及び負傷者の傷の程度並びに損壊した物及びその損壊の程度、当該交通事故に係る車両等の積載物並びに当該交通事故について講じた措置を報告しなければならない。

- ② 略
- ③ 改正により追加

#### 第二十七條①（略）

（住居略）

三三六（改正により追加）

### ○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律

令和五年四月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覧

- ・刑罰法等の一部を改正する法律（令和四・六・一七法七）
- 別則条（令和五・二・一六までに施行）

#### 受刑者の処遇の原則

第三〇条 受刑者の処遇は、その者の資質及び環境に応じ、その自覚、訴え、改善更生意欲の起及及び社会生活に適應する能力の育成を図ることを旨として行つものとする。

#### （遵守事項等）

（遵守事項等）

第七四條①（略）

（住居略）

一十一（略）

十一 前各号に掲げる事項について定めたる遵守事項又は第九十六條第四項第六号第二項において準用する場合を含む。）に規定する特別遵守事項に違反する行為を企て、あり、唆し、又は援助してはならないこと。

#### （収容のための連戻）

第八一條（住居略）

二 第九十六條第一項の規定による作業又は第九十六條第一項の規定による外出若しくは外泊の場合において、刑事施設長のが指定した日時までに刑事施設を帰着しなかつたとき、その日時

#### （矯正処遇）

第八四條①（略）

② 矯正処遇は、処遇要領、矯正処遇の目標並びにその基本的な内容及び方法を受刑者ごとに定める矯正処遇の実施の要領をいう。以下この条において同じ。）に基づいて行つものとする。

③ 処遇要領は、法務省令定めるところにより、刑事施設長のが受刑者の資質及び環境の調査の結果に基づき定めるものとす

④（略）

⑤（略）

#### 第八四條の二（改正により追加）

### （刑執行開始時及釈放前の指導等）

第八五條①（略）

② 前項第一号に掲げる期間における受刑者の処遇は、できる限り、これに拘われない設備と環境を備えた場所で行つものとし、必要に応じ、第九十六條第一項の規定による外出又は外泊を許し、その他附帯な社会復帰を図るため必要な措置を執るものとする。

③（略）

#### （作業報奨金）

第九八條①（略）

④（略）

⑤（住居略）

#### （外部通勤作業）

三 外部通勤作業又は第九八條第一項の規定による外出若しくは外泊の場合において、刑事施設長のが指定した日時までに刑事施設に帰着しなかつたとき、その日

#### （改善指導）

第〇二條①②（略）

③④（改正により追加）

#### 第二編第二章第十節

#### 第四款 外出及び外泊

新第一〇六條 改正により追加

#### （外出及び外泊）

第〇六條 略、改正後の第一〇六條の二

#### （外出若し要する費用）

第〇八條 第九十六條第一項の規定による外出又は外泊に要する費用については、受刑者が負担する事ができない場合は刑事施設長の長が相当と認める場合には、その全部又は一部を国庫の負担とする。

#### （懲罰的要件等）

第二一〇條①（略）  
② 未決拘禁者としての地位を有する受刑者については、第八十六條から第八十八條まで、第九十六條及び前款の規定は、適用しない。

#### （懲罰的要件等）

第二一〇條① 刑事施設の長は、被収容者が、遵守事項若しくは第九十六條第四項、第九十八條第二項において準用する場合を含む。）に規定する特別遵守事項を遵守せず、又は第七十四條第三項の規定に基づき刑事施設の職員が行つた指示に従わなかつた場合には、その被収容者に懲罰を科することができる。

②③（略）

#### 第八六條 第十五條第一項の規定により留置施設に留置される者については、留置施設を刑事施設と、留置施設管理者を刑事施設長の長と、留置担当官を刑事施設職員とみなし、刑事施設法第六十四條第一項、第六十五條第三項、第七十條第二項、第七十三條第一項、第七十八條、第八十條段、第八十一條第一項及び第六項、第二百八十八條第二、第三、第六、第六百六十七條並びに第四百八十一條第一項、更生保護法第三十二條、同法第二十一條、第二十五條第三項、第三十六條第三項、同法第三十九條第五項において準用する場合を含む。）第六十三條第十項、第七十五條第五項、第七十七條第四項及び第七十六條第四項において準用する場合を含む。）第十七條第三項、第三十三條、第三十五條第一項、第三十六條第一項、同法第三十三條第一項、同法第四十五條において準用する場合を含む。）及び第三十九條第五項において準用する場合を含む。）第三十九條第四項、第四十四條、第五十四條第二項、第九十條第三項、第九十二條、第九十八條第一項及び第三項、第九十九條第一項並びに第九十三條並びに民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二百一十條第一項の規定を適用する。

#### 第九三條①（略）

（住居略）

#### 第九三條②（略）

二 第九十六條第一項の規定による外出又は外泊の場合において、その外出の日又は外泊の期間の末日を過ぎて刑事施設に帰着しないとき、

③（略）



○著作権法

第五十一条（権利の行使）  
第一項（略）  
第二項（略）  
第三項（略）  
第四項（略）  
第五項（略）  
第六項（略）  
第七項（略）  
第八項（略）  
第九項（略）  
第十項（略）  
第十一項（略）  
第十二項（略）  
第十三項（略）  
第十四項（略）  
第十五項（略）  
第十六項（略）  
第十七項（略）  
第十八項（略）  
第十九項（略）  
第二十項（略）  
第二十一項（略）  
第二十二項（略）  
第二十三項（略）  
第二十四項（略）  
第二十五項（略）  
第二十六項（略）  
第二十七項（略）  
第二十八項（略）  
第二十九項（略）  
第三十項（略）  
第三十一項（略）  
第三十二項（略）  
第三十三項（略）  
第三十四項（略）  
第三十五項（略）  
第三十六項（略）  
第三十七項（略）  
第三十八項（略）  
第三十九項（略）  
第四十項（略）  
第四十一項（略）  
第四十二項（略）  
第四十三項（略）  
第四十四項（略）  
第四十五項（略）  
第四十六項（略）  
第四十七項（略）  
第四十八項（略）  
第四十九項（略）  
第五十項（略）  
第五十一項（略）  
第五十二項（略）  
第五十三項（略）  
第五十四項（略）  
第五十五項（略）  
第五十六項（略）  
第五十七項（略）  
第五十八項（略）  
第五十九項（略）  
第六十項（略）  
第六十一項（略）  
第六十二項（略）  
第六十三項（略）  
第六十四項（略）  
第六十五項（略）  
第六十六項（略）  
第六十七項（略）  
第六十八項（略）  
第六十九項（略）  
第七十項（略）  
第七十一項（略）  
第七十二項（略）  
第七十三項（略）  
第七十四項（略）  
第七十五項（略）  
第七十六項（略）  
第七十七項（略）  
第七十八項（略）  
第七十九項（略）  
第八十項（略）  
第八十一項（略）  
第八十二項（略）  
第八十三項（略）  
第八十四項（略）  
第八十五項（略）  
第八十六項（略）  
第八十七項（略）  
第八十八項（略）  
第八十九項（略）  
第九十項（略）  
第九十一項（略）  
第九十二項（略）  
第九十三項（略）  
第九十四項（略）  
第九十五項（略）  
第九十六項（略）  
第九十七項（略）  
第九十八項（略）  
第九十九項（略）  
第一百項（略）

令五年四月一日以降有効な旧規定  
改正法令一覧  
著作権法の一部を改正する法律（令第三十六・法五二）本則  
第一条（令第五・六・一まで）施行

第三十条（図書館等における複製等）

第三十条 国立国会図書館及び図書館その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設が政令で定めるもの以下この項及び第三項において「図書館等」といふことにおいては、次に掲げる場合には、その営利を目的とする事業として、図書館等の図書、記録その他の資料の複製、次に掲げる「図書館資料」という用語を用いて著作物を複製することができる。

- 一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部）の複製物を一人につき一部提供する場合
- 二 前項各号に掲げる場合のほか、国立国会図書館においては、図書館資料の原本を公衆の利用に供することによる滅失、損傷若しくは汚損を避けるために当該原本に代えて公衆の利用に供するため、又は絶版等資料に係る著作物を次項若しくは第四項の規定により自動公衆送信（送信可能化を含む。以下「複製」といふ。）に用いるため、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知るところでは認識することができない方式で作られた記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ）を作成する場合には、必要と認められる限度において、当該図書館資料に係る著作物を記録媒体に記録することができる（改正後の⑥）

第二十九条（改正により追加）

第二十九条（改正により追加）  
前項各号に掲げる場合のほか、国立国会図書館においては、図書館資料の原本を公衆の利用に供することによる滅失、損傷若しくは汚損を避けるために当該原本に代えて公衆の利用に供するため、又は絶版等資料に係る著作物を次項若しくは第四項の規定により自動公衆送信（送信可能化を含む。以下「複製」といふ。）に用いるため、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知るところでは認識することができない方式で作られた記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ）を作成する場合には、必要と認められる限度において、当該図書館資料に係る著作物を記録媒体に記録することができる（改正後の⑥）

第二十八条（改正により追加）

第二十八条（改正により追加）  
一 自動公衆送信された当該著作物を受信装置を用いて公に伝達すること（当該著作物の伝達を受ける者から料金いらずの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。第五項第二号及び第二十八条において同じ。）を受けない場合に限る。

④ 国立国会図書館は、次に掲げる要件を満たすときは、特定絶版等資料に係る著作物について、第二項の規定により記録媒体に記録された当該著作物の複製権を用いて、自動公衆送信（当該自動公衆送信を受信して当該著作物のデジタル方式の複製

製を防止し、又は抑止するための措置として文部科学省令で定める措置を講じ、行うものに限る。以下この項及び次項において同じ。）を行うことができる。

- 一 当該自動公衆送信が、当該著作物をあらためて国立国会図書館にその氏名及び連絡先その他文部科学省令で定める情報を登録していること（以下「事前登録」といふ。）の用に供することを目的とするものであること（第二項）
- 二 略

第四項（改正後の⑥）

第四項（改正後の⑥）  
第四項の特定絶版等資料とは、第三項の規定により記録媒体に記録された著作物に係る絶版等資料のうち、著作権者若しくはその許諾を得た者又は第十九条出版権の設定を受けた者若しくはその複製許諾若しくは公衆送信許諾を得た者の申出を受けて、国立国会図書館の館長が当分のあつた日から起算して三十日以内に絶版等資料の該当するものとして認定した資料を除いたものをいう（改正後の⑥）

第三十一条（引用）

第三十一条（引用）  
国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し、その著作物の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他のこれらに類する著作物は、説明の材料として、新聞誌雑誌その他の刊行物に掲載することができる。ただし、これを禁止する旨の表示がある場合は、この限りでない。

第四十七条の六（翻訳、翻案等による利用）

第四十七条の六（翻訳、翻案等による利用）  
第一号に係る部分に限る。第三項第一号に係る部分に限る。若しくは第五項第一号に係る部分に限る。第三十條第一項若しくは第四項第一項、第三十九條第一項、第四十條第一項、第四十一條又は第四十二條を翻訳、翻案したものをいう（改正後の②）

② 略

複製権の制限により作成された複製物の譲渡

複製権の制限により作成された複製物の譲渡  
第四十七条の七 第一項第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。若しくは第三十條第一項、第三十一條第一項、第三十二條第一項、第三十三條第一項、第三十四條第一項、第三十五條第一項、第三十六條第一項、第三十七條、第三十七條の二、第三十七條の三、第三十七條の四、第三十七條の五、第三十七條の六、第三十七條の七、第三十七條の八、第三十七條の九、第三十七條の十、第三十七條の十一、第三十七條の十二、第三十七條の十三、第三十七條の十四、第三十七條の十五、第三十七條の十六、第三十七條の十七、第三十七條の十八、第三十七條の十九、第三十七條の二十、第三十七條の二十一、第三十七條の二十二、第三十七條の二十三、第三十七條の二十四、第三十七條の二十五、第三十七條の二十六、第三十七條の二十七、第三十七條の二十八、第三十七條の二十九、第三十七條の三十、第三十七條の三十一、第三十七條の三十二、第三十七條の三十三、第三十七條の三十四、第三十七條の三十五、第三十七條の三十六、第三十七條の三十七、第三十七條の三十八、第三十七條の三十九、第三十七條の四十、第三十七條の四十一、第三十七條の四十二、第三十七條の四十三、第三十七條の四十四、第三十七條の四十五、第三十七條の四十六、第三十七條の四十七、第三十七條の四十八、第三十七條の四十九、第三十七條の五十、第三十七條の五十一、第三十七條の五十二、第三十七條の五十三、第三十七條の五十四、第三十七條の五十五、第三十七條の五十六、第三十七條の五十七、第三十七條の五十八、第三十七條の五十九、第三十七條の六十、第三十七條の六十一、第三十七條の六十二、第三十七條の六十三、第三十七條の六十四、第三十七條の六十五、第三十七條の六十六、第三十七條の六十七、第三十七條の六十八、第三十七條の六十九、第三十七條の七十、第三十七條の七十一、第三十七條の七十二、第三十七條の七十三、第三十七條の七十四、第三十七條の七十五、第三十七條の七十六、第三十七條の七十七、第三十七條の七十八、第三十七條の七十九、第三十七條の八十、第三十七條の八十一、第三十七條の八十二、第三十七條の八十三、第三十七條の八十四、第三十七條の八十五、第三十七條の八十六、第三十七條の八十七、第三十七條の八十八、第三十七條の八十九、第三十七條の九十、第三十七條の九十一、第三十七條の九十二、第三十七條の九十三、第三十七條の九十四、第三十七條の九十五、第三十七條の九十六、第三十七條の九十七、第三十七條の九十八、第三十七條の九十九、第三十七條の百

複製物の目的外使用等

複製物の目的外使用等  
第四十八條（目的外使用等）  
第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号、第九号、第十号、第十一号、第十二号、第十三号、第十四号、第十五号、第十六号、第十七号、第十八号、第十九号、第二十号、第二十一号、第二十二号、第二十三号、第二十四号、第二十五号、第二十六号、第二十七号、第二十八号、第二十九号、第三十号、第三十一号、第三十二号、第三十三号、第三十四号、第三十五号、第三十六号、第三十七号、第三十八号、第三十九号、第四十号、第四十一号、第四十二号、第四十三号、第四十四号、第四十五号、第四十六号、第四十七号、第四十八号、第四十九号、第五十号、第五十一号、第五十二号、第五十三号、第五十四号、第五十五号、第五十六号、第五十七号、第五十八号、第五十九号、第六十号、第六十一号、第六十二号、第六十三号、第六十四号、第六十五号、第六十六号、第六十七号、第六十八号、第六十九号、第七十号、第七十一号、第七十二号、第七十三号、第七十四号、第七十五号、第七十六号、第七十七号、第七十八号、第七十九号、第八十号、第八十一号、第八十二号、第八十三号、第八十四号、第八十五号、第八十六号、第八十七号、第八十八号、第八十九号、第九十号、第九十一号、第九十二号、第九十三号、第九十四号、第九十五号、第九十六号、第九十七号、第九十八号、第九十九号、第一百号

（複製物の目的外使用等）

（複製物の目的外使用等）  
第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号、第九号、第十号、第十一号、第十二号、第十三号、第十四号、第十五号、第十六号、第十七号、第十八号、第十九号、第二十号、第二十一号、第二十二号、第二十三号、第二十四号、第二十五号、第二十六号、第二十七号、第二十八号、第二十九号、第三十号、第三十一号、第三十二号、第三十三号、第三十四号、第三十五号、第三十六号、第三十七号、第三十八号、第三十九号、第四十号、第四十一号、第四十二号、第四十三号、第四十四号、第四十五号、第四十六号、第四十七号、第四十八号、第四十九号、第五十号、第五十一号、第五十二号、第五十三号、第五十四号、第五十五号、第五十六号、第五十七号、第五十八号、第五十九号、第六十号、第六十一号、第六十二号、第六十三号、第六十四号、第六十五号、第六十六号、第六十七号、第六十八号、第六十九号、第七十号、第七十一号、第七十二号、第七十三号、第七十四号、第七十五号、第七十六号、第七十七号、第七十八号、第七十九号、第八十号、第八十一号、第八十二号、第八十三号、第八十四号、第八十五号、第八十六号、第八十七号、第八十八号、第八十九号、第九十号、第九十一号、第九十二号、第九十三号、第九十四号、第九十五号、第九十六号、第九十七号、第九十八号、第九十九号、第一百号

（複製物の目的外使用等）

（複製物の目的外使用等）  
第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号、第九号、第十号、第十一号、第十二号、第十三号、第十四号、第十五号、第十六号、第十七号、第十八号、第十九号、第二十号、第二十一号、第二十二号、第二十三号、第二十四号、第二十五号、第二十六号、第二十七号、第二十八号、第二十九号、第三十号、第三十一号、第三十二号、第三十三号、第三十四号、第三十五号、第三十六号、第三十七号、第三十八号、第三十九号、第四十号、第四十一号、第四十二号、第四十三号、第四十四号、第四十五号、第四十六号、第四十七号、第四十八号、第四十九号、第五十号、第五十一号、第五十二号、第五十三号、第五十四号、第五十五号、第五十六号、第五十七号、第五十八号、第五十九号、第六十号、第六十一号、第六十二号、第六十三号、第六十四号、第六十五号、第六十六号、第六十七号、第六十八号、第六十九号、第七十号、第七十一号、第七十二号、第七十三号、第七十四号、第七十五号、第七十六号、第七十七号、第七十八号、第七十九号、第八十号、第八十一号、第八十二号、第八十三号、第八十四号、第八十五号、第八十六号、第八十七号、第八十八号、第八十九号、第九十号、第九十一号、第九十二号、第九十三号、第九十四号、第九十五号、第九十六号、第九十七号、第九十八号、第九十九号、第一百号

若しくは第五項第一号、第三十條第一項第一号、第三十條第二号、第三十條第三号、第三十條第四号、第三十條第五号、第三十條第六号、第三十條第七号、第三十條第八号、第三十條第九号、第三十條第十号、第三十條第十一号、第三十條第十二号、第三十條第十三号、第三十條第十四号、第三十條第十五号、第三十條第十六号、第三十條第十七号、第三十條第十八号、第三十條第十九号、第三十條第二十号、第三十條第二十一号、第三十條第二十二号、第三十條第二十三号、第三十條第二十四号、第三十條第二十五号、第三十條第二十六号、第三十條第二十七号、第三十條第二十八号、第三十條第二十九号、第三十條第三十号、第三十條第三十一号、第三十條第三十二号、第三十條第三十三号、第三十條第三十四号、第三十條第三十五号、第三十條第三十六号、第三十條第三十七号、第三十條第三十八号、第三十條第三十九号、第三十條第四十号、第三十條第四十一号、第三十條第四十二号、第三十條第四十三号、第三十條第四十四号、第三十條第四十五号、第三十條第四十六号、第三十條第四十七号、第三十條第四十八号、第三十條第四十九号、第三十條第五十号、第三十條第五十一号、第三十條第五十二号、第三十條第五十三号、第三十條第五十四号、第三十條第五十五号、第三十條第五十六号、第三十條第五十七号、第三十條第五十八号、第三十條第五十九号、第三十條第六十号、第三十條第六十一号、第三十條第六十二号、第三十條第六十三号、第三十條第六十四号、第三十條第六十五号、第三十條第六十六号、第三十條第六十七号、第三十條第六十八号、第三十條第六十九号、第三十條第七十号、第三十條第七十一号、第三十條第七十二号、第三十條第七十三号、第三十條第七十四号、第三十條第七十五号、第三十條第七十六号、第三十條第七十七号、第三十條第七十八号、第三十條第七十九号、第三十條第八十号、第三十條第八十一号、第三十條第八十二号、第三十條第八十三号、第三十條第八十四号、第三十條第八十五号、第三十條第八十六号、第三十條第八十七号、第三十條第八十八号、第三十條第八十九号、第三十條第九十号、第三十條第九十一号、第三十條第九十二号、第三十條第九十三号、第三十條第九十四号、第三十條第九十五号、第三十條第九十六号、第三十條第九十七号、第三十條第九十八号、第三十條第九十九号、第三十條第一百号

